

定 款

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県比企郡吉見町に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、各種法令等の規定に基づき行われる健康診断事業あるいは疾病や健康に係る普及啓発事業等を通じ、県民に対する疾病の予防、疾病の早期発見及び健康の保持・増進を推進するとともに、労働安全衛生法の規定に基づく作業環境管理に関する事業を行うことにより、働く人々とその家族の健康保持・増進を図り、もって県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種法令等に基づき実施される健康診断に関する事業及び健康づくり、疾病予防等に対する普及啓発や健康指導に関する事業
- (2) 労働安全衛生法等の規定に基づく作業環境測定事業及び労働衛生思想の普及啓発等に関する事業
- (3) 健康づくりや疾病予防に関連する諸団体との協力・連携に係る事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 基本財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務を

もって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第11号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15

号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

4 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が96万円(1人当たり年間総額8万円)を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。また、必要な場合は、臨時評議員会を開催することができる。

(招集及び議長)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

(役員 の 設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。

また、2 名以内の常務理事を必要により置くことができる。

3 この法人の理事長は、法人法上の代表理事とする。

4 専務理事及び常務理事を法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 23 条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること

(2) 理事会に出席し、意見を述べること

(3) 必要があると認めるときは、評議員会に出席し、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員 の 任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 27 条 この法人に任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

3 顧問の任期は、1 年以内とし、必要により再任されることができる。ただし、再任の期間は、最初の任期を含め 3 年以内とする。

4 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

5 顧問に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規則・規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が招集し、この議長に当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、この議長に当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項に規定する理事の職務の執行状況の報告については適用しない。
- 4 前3項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 37 条 この法人の趣旨に賛同し、会費を納入した者をもって賛助会員とする。

2 賛助会員に関する事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 39 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備え置き書類及び帳簿等)

第 40 条 この法人は、主たる事務所及び従たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類等を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事録、並びに決議の省略の場合は全員の同意の書面又は電磁的記録
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等並びに費用に関する規程
- (7) 寄付金に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
- (10) 監査報告書
- (11) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の備え置き期間、並びに閲覧の方法等については、法令の定めるところによるほか、理事会の決議によって別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 41 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 42 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第 13 章 補 則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項は、

理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は金井忠男、最初の副理事長は高梨邦彦、最初の専務理事は酒井忠雄とする。
- 4 最初の評議員は、次に掲げる者とする。

荒 記 俊 一	石 野 雅 士	小 林 典 子	小 松 茂 彦
櫻 井 正 彦	篠 崎 孝 夫	鈴 木 伸 一 郎	滝 上 秀 人
橋 本 啓 一	本 多 麻 夫	山 本 三 郎	

附 則

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。